

令和7年10月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ホ)第3001号損害賠償請求控訴事件 (原審・水戸地方裁判所令和3年(ワ)第523号)

口頭弁論終結日 令和7年7月31日

5

判 決

水戸市笠原町978番6

控訴人兼被控訴人

茨 城 県

(以下「1審原告」という。)

同代表者茨城県公営企業管理者企業局長

稲 見 真 二

同訴訟代理人弁護士

植 崎 明 夫

同

鈴 木 翔 太

同

阿 久 津 正 晴

同

田 中 道 夫

同 指 定 代 理 人

深 谷 真 弘

同

大 津 賢 一

東京都足立区中央本町一丁目2番11号

被控訴人兼控訴人

本 町 化 学 工 業 株 式 会 社

(以下「1審被告本町化学」という。)

同代表者代表取締役

小 田 利 明

同訴訟代理人弁護士

堀 越 友 香

同

高 橋 善 樹

同

土 肥 衆

同

木 村 俊 太 郎

同

木 村 瑠 志

名古屋市中村区名駅二丁目29番16号

被控訴人兼控訴人

フタムラ化学株式会社

(以下「1審被告フタムラ」という。)

同代表者代表取締役	長	江	泰	雄
同訴訟代理人弁護士	安	積	孝	師
同	岡	田	善	行
同	後	藤	謙	治
主	文			

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 1審原告の控訴に係る費用は1審原告の、1審被告本町化学の控訴に係る費用は1審被告本町化学の、1審被告フタムラの控訴に係る費用は1審被告フタムラの各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 1審被告らは、1審原告に対し、連帯して、1億0219万4063円及びうち9813万3949円に対する平成29年3月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 1審被告本町化学

- (1) 原判決中、1審被告本町化学敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分につき、1審原告の請求を棄却する。

3 1審被告フタムラ

- (1) 原判決中、1審被告フタムラ敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分につき、1審原告の請求を棄却する。

第2 事案の概要（略称は原判決の例による。）

- 1 1審原告は、地方公営企業として、水道事業を設置し、経営しているところ、平成27年度及び平成28年度の2年間の瀬沼川浄水場（本件浄水場）におけ

る粒状活性炭再生業務に関し、平成27年3月13日、一般競争入札（本件入札）を実施し、その結果、1審被告フタムラの窓口業者（代理店として入札に参加する業者）である大和化成株式会社（大和化成）が、1池当たり935万円の単価で落札し、1審原告は、大和化成との間で、同年4月1日、1池当たりの単価を1009万8000円（うち74万8000円は消費税及び地方消費税）、契約期間を同日から平成29年3月31日までとする、本件浄水場における粒状活性炭再生業務の業務委託単価契約（本件契約）を締結した。

本件は、1審原告が、活性炭の供給業者である1審被告らに対し、1審被告らを含む活性炭供給業者16社が、本件入札において、事前に入札予定者を決め、入札価格を調整する談合行為をし、不正な価格で落札し（1審被告本町化学が談合の調整をし、1審被告フタムラが落札した。）、これにより、現実の落札価格（現実落札価格）から談合がなければ形成されたであろう落札価格（想定落札価格）を差し引いた額及び弁護士費用分の損害を受けたとして、不法行為に基づき、1億0219万4063円（確定遅延損害金406万0114円及び弁護士費用892万円を含む。）及びうち9813万3949円に対する平成29年3月17日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、1審被告らを含む16社は、入札案件について、入札予定者及び入札価格を事前に調整する旨合意し、これに基づき、本件入札においても、入札予定者を1審被告フタムラとし、入札価格を事前に決めていたものであり、1審被告らの上記行為は、公正な競争の下に形成された低廉な価格によって契約を締結する1審原告の利益を侵害する不法行為に当たるとした。また、1審原告の受けた損害額について、1審原告が本件契約に基づき支出した業務委託費に現実落札価格と想定落札価格との差額が現実落札価格に占める割合（損害割合）を乗じた額を損害金元本と認められるとした上、2年間分の本件浄水場に

おける粒状活性炭再生業務に関し、公正取引委員会が立入検査を行った平成29年2月21日の後の同年3月22日に実施された一般競争入札（平成29年入札）の落札価格（1池当たり180万円）及び平成31年3月14日に実施された一般競争入札（平成31年入札）の落札価格（1池当たり310万円）の平均値をもって想定落札価格と推認するには、その基礎となる入札の数が2回分にとどまり不足しているとして、平成31年入札の落札価格をもって本件入札の想定落札価格と認め、1審原告の請求を、9256万7377円（損害金元本8080万9737円、平成29年3月16日までの確定遅延損害金367万7640円、弁護士費用808万円）及びうち8888万9737円に対する平成29年3月17日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容した。

1. 審原告及び1審被告らは、これを不服として、それぞれ控訴した。

2. 前提事実、争点及び当事者の主張は、後記3のとおり当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の1及び2（原判決2頁26行目冒頭から10頁20行目末尾まで。別紙を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における当事者の補充主張

(1) 1審原告の主張

本件浄水場についての平成29年入札は、自由かつ公正に行われたのであり、その落札価格は、想定落札価格を算定するための基礎として平成31年入札の落札価格と等価であるし、両者の落札価格の差は大きいとはいえないから、想定落札価格の算定に当たっては、平成29年入札と平成31年入札の落札価格の平均によって求めるべきである。

(2) 1審被告らの主張

本件浄水場についての入札の落札価格は、平成29年入札と平成31年入札の差が72.22%もあり、また、本件浄水場以外の浄水場において1審

原告が発注した同期間の同種の入札の落札価格も、最大276.93%の差が生じており、このような顕著な差のある落札価格によって想定落札価格を推認することは不合理である。

第3 当裁判所の判断

- 5 1 当裁判所も、1審原告の請求を、原判決主文の限度で認容すべきであると判断する。その理由は、後記2のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決第3の1から3まで（原判決10頁22行目冒頭から19頁22行目末尾まで。別紙を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

10 ただし、原判決15頁5行目から6行目にかけての「また、平成29年」から8行目末尾までを次のとおり改める。

「また、証拠（乙A16）及び弁論の全趣旨によれば、公正取引委員会において談合行為があったと認めなかった平成28年度以降の茨城県内の浄水場の粒状活性炭再生業務に関する一般競争入札の落札価格の推移を見ると、おおむね横ばいかむしろ上昇している浄水場もあることが認められる。この傾向は、平成27年を起点とする一般的な消費者物価指数の動向とも齟齬はなく、このことからすると、平成31年入札の落札価格をもって本件入札の想定落札価格と推認することに支障となる要因、すなわち、入札価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等の変動はなかったというべきである。」

2 当審における当事者の補充主張に対する判断

(1) 前記第2の3(1)の主張について

25 本件において、想定落札価格を推認する基礎となる落札価格は平成29年入札と平成31年入札の2回分しかなく、各落札価格の変動を平準化するための数が不足しているというべきところ、証拠（甲8の1）によれば、平成29年入札における落札価格は、2番目に低い入札価格よりも100万円以

上低く、同入札価格の63%程度の価格であることが認められ、同落札価格の入札価格としての合理性には疑問があることからすると、上記両落札価格のうち、より高額で落札された平成31年入札の落札価格をもって想定落札価格と認定するのが相当である。

5 (2) 前記第2の3(2)の主張について

引用する原判決第3の2(2)のとおり、平成31年入札は、本件入札と同一浄水場における同種業務についての入札であること、公正取引委員会が本件入札等に関し立入検査を行った後の入札であって公正かつ自由な競争入札の実現が回復されたものと考えられること、本件入札以降、入札価格形成の前提となる経済的要因等に変動はなかったと認められることからすると、平成31年入札の落札価格をもって想定落札価格と推認することができるというべきである。他の浄水場における同期間の入札の落札額との差が大きいことは、上記認定を左右するものとはいえない。

10
15 (3) 1審原告及び1審被告らが主張するその他の点も、前記認定判断に照らし、いずれも採用できない。

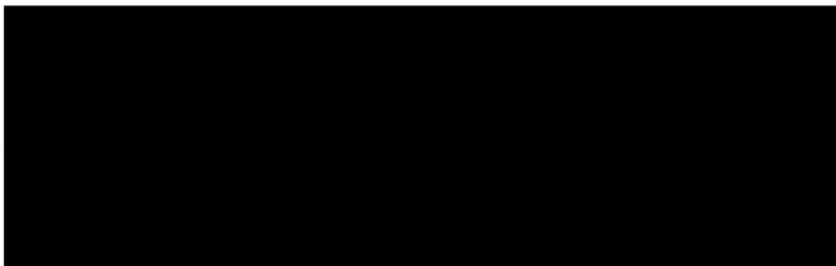
3 結論

よって、原判決は相当であり、本件各控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

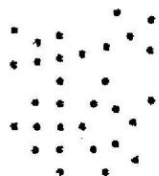
20
裁判長裁判官

25
裁判官



裁判官

5



これは正本である。

令和7年10月9日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官